

大阪府立芦間高等学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は大阪府立芦間高等学校PTAと称し、その事務所を本校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は家庭、学校及び社会の協力により、生徒の人格形成に寄与し、学びの場にふさわしい環境の整備につとめ、学校の民主的教育を支援することを目的とする。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、宗教的・政治的な性格を持たない。営利行為はこれを行わない。直接に学校の管理運営や教職員の人事などに干渉しない。

第3章 活 動

第4条 前章の目的を達するために、本会は次の活動を行う。

- 1 家庭と学校とが緊密に連携して、生徒の学力・精神力・体力の増進に寄与する。
- 2 家庭と学校が生徒の心身発達のための根拠地となるように、家庭生活の改善や学校施設・環境の充実向上を図る。
- 3 校長、教職員または教育行政部局と教育問題について協議し、その活動を助けるために意見を述べ資料を提供する。
- 4 生徒の教育や福祉のために活動する他の団体または機関と協力する。
- 5 よい会員となるように、会員相互の親睦と研修につとめる。
- 6 その他本会の目的を達するために必要な活動を行う。

第4章 会 員

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し規定の会費を納めた次の者とする。

- 1 本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
- 2 むらの高等支援学校共生推進教室に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
- 3 本校の校長および教職員。

第5章 会 計

第6条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入でこれを支弁する。

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

- 1 父母またはこれに代わる者の会費は、生徒一人につき年額4,000円とする。
- 2 本校の校長及び教職員の会費は、年額4,000円とする。
- 3 会費の納入方法は別に定める。
- 4 会費の額の改定は総会の議決に基づく。

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 総会及び集会

第9条 総会は本会最高の議決機関であり、定例総会並びに臨時総会を置く。毎年開かれる定例総会の会務は、次のとおりとする。

- 1 事業報告及び会計報告を経た決算報告の承認
- 2 事業計画及び予算案の審議承認
- 3 役員及び会計監査委員の選出
- 4 その他重要事項の議決

第10条 臨時総会は実行委員会が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の要求があった時に招集される。

第11条 総会の定足数は全会員の5分の1で、議決は出席者の過半数の同意による。止むなき理由のある時は、会長あて委任状により出席に代えることができる。

第12条 会長が次の各項に該当すると認める場合には、書面会議に変えることができる。なお、この場合は書面回答にて、議決とし、議決は全会員の過半数の同意による。

- 1 自然災害等により、長期にわたって会議の開催が困難であると認められる場合
- 2 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合

第13条 会長が次の各項に該当すると認める場合には、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。この場合において、映像または音声を送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。なお、オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は会長があらかじめ指定した場所で行うものとする。

- 1 自然災害等、その他の理由により交通が途絶している場合
- 2 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- 3 他の重要な用務との兼ね合いで、会議場所に移動するいとまがない場合

第14条 集会は必要に応じて会長がこれを臨時招集する。なお、必要に応じて第12条及び第13条と同様の措置を講じることができる。

第7章 役員

第15条 本会の役員は原則として次のとおりとする。

会長 1名、 副会長 2名、 書記 2名（うち1名は教職員）、
会計 2名（うち1名は教職員）

第16条 役員は別に定める細則により定例総会で選出される。任期は1年とし、再任を妨げない。やむを得ず任期途中で役員に交代のある時は、その役員の任期は前任者の残任期間とする。

第17条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は総会・集会並びに実行委員会を招集し、その議長をつとめる。

- 各委員長・副委員長及び若干名の委員を委嘱する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
 - 3 書記はすべての会合の議事・活動状況の記録と保管に当たるとともに通信、その他本会の庶務を司る。
 - 4 会計は本会の会計事務を処理し、会計簿を会員の閲覧に備える。会計監査を経た決算報告を定例総会に提出し、その承認を受ける。

第8章 会計監査委員

第18条 会計監査委員は委員長1名、委員1名とし、その選出並びに任期については第16条を準用する。

第19条 会計監査委員は年1回以上の会計監査を行い、その結果を定例総会に報告する。

第9章 指名委員会

第20条 指名委員会は、役員及び会計監査委員、各専門委員会の長、各学年委員会の長の候補者を指名する。指名委員の選出方法やその職務は、別の細則で定める。

第21条 指名委員は、その職務を終了した時に委嘱を解かれる。

第10章 委員会

第22条 本会はその目的を達するために次の委員会を置く。

1 実行委員会

役員、各学年委員会及び各種委員会の正副委員長、校長及び若干名の教職員で構成され、その職務は次のとおりとする。

- 1) 本会の企画運営に当たるとともに、事業計画の連絡調整を行う。
- 2) 総会への提出議案、報告書の作成に当たる。

2 学年委員会

各学級の父母またはこれに代わる者より委嘱された学級委員2名、教職員若干名で構成され、学年保護者会など学年の行事に関する職務に当たる。

(補足) 何らかの理由で、クラス学級委員2名の条件を満たせない場合、各クラス2名の枠にしばられることなく、各学年から6名以上の選出とする。

3 各種委員会

委員若干名で構成される次の委員会を置く。その職務は次のとおりとする。

- 1) 教養推進委員会 会員の教養の向上を図り、研修等の企画・運営を行う。
- 2) 生活指導委員会 学校行事等において、生徒の生活指導に協力し、あわせて生徒の福利厚生につとめる。
- 3) 進路指導委員会 生徒の進学・就職など進路指導の援助につとめ、見学会・講演会などの企画・運営を行う。
- 4) 広報委員会 PTA会報の編集・発行を行う。
- 5) 環境保健委員会 学校の美化と学習環境の整備に協力する。

4 学年委員会及び各種委員会には委員長1名、副委員長2名（うち1名は教職員）を置く。

第11章 改正

第23条 本規約は総会において出席会員の3分の2以上の同意により改正することができる。

細 則

第1条 指名委員会は次のもので構成され、予めその指名を全会員に通知する。

- 1 父母またはこれに代わる者 若干名
- 2 教職員 2名

第2条 第1条第1項の委員は実行委員会が選出し、第2項の委員は教職員の推薦による。

第3条 役員及び会計監査委員の立候補者は、選出の2週間前までにその氏名及び役名を指名委員会に文書で提出する。

第4条 指名委員会は候補者を指名し、選出1週間前に公示することを原則とするが、候補者の承認を条件とする。

第5条 指名委員会は選出事務の一切を行い、選出は多数決による。

第6条 本細則の改正は規約第23条を準用する。

付則1 規約及び細則は平成16年5月22日の総会で改正された。

付則2 平成17年5月21日の総会で委員会名の一部が改正された。

付則3 平成18年5月27日の総会で委員会名の一部が改正された。

付則4 平成19年度第1回総会にて第9章 第18条の一部が改正された。
また、以下の申し合わせ事項が確認された。

付則5 平成22年度第1回総会にて第4章の一部が改訂された。

付則6 平成26年5月24日の総会で確認事項を追加し、平成26年4月1日より遡及して適用する。

付則7 平成29年5月20日の総会において、第22条第2項の学級委員の選出方法について改正された。また、これについては、平成30年4月1日より適用する。

付則8 この規約は、令和3年5月22日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

付則9 令和7年5月17日の総会で、第7章第15条の一部と、第10章第22条第2項（補足）の一部が改正された。また、これらについては、令和7年4月1日より遡及して適用する。

確認事項

①役員や実行委員は1世帯1ポストとは限定しない。ただし、議決権は1世帯1とする。

（ご夫婦で役員や実行委員を務めてもよい）

②指名委員のメンバーは「すべての専門委員会の長と学年委員会の長副」がメンバーに含まれるように構成する。

● 指名委員は上記のメンバー＋役員のうち3年生保護者とする。

③指名委員の中から新年度の役員等が選出された場合、その時点で指名委員のメンバーから外れる必要はない。

④会計監査は規約上「役員」ではないが、役員と同等みなし、役員会にも出席する。

⑤生徒の転入、教職員の異動や途中採用があった場合、年度途中でも年会費4000円を徴収する

⑥本会の会費は返金しない。